

# 「令和6年度 衛星データの活用可能性実証事業」業務委託企画提案仕様書

## 第1 目的

衛星データは、行政や地域が抱える課題の解決に向け、今後、活用が期待される成長分野であり、衛星データの利活用が期待されるものの、県内での導入やそれらの技術を活用した新サービスの創出等は進んでいない。

そのため、佐賀県が抱える地域課題の解決に向け、衛星データの活用可能性について実証事業を実施し、経済性、効率性、実現可能性など、効果検証を行うことで、衛星データの利活用モデルを確立し、衛星データ利活用の普及を図ることを目的とする。

## 第2 業務期間

委託契約締結の日から令和7（2025）年2月28日（金曜日）まで

## 第3 実証事業のテーマ

- (1) 衛星データを活用した土砂崩れの把握
- (2) 衛星データを活用した浸水対策
- (3) その他調査
  - ①衛星コンステレーション技術の実用化について
  - ②降水予測への衛星データの活用について

## 第4 業務の内容

上記に掲げた分野の課題解決を目的とし、衛星データを活用した実証を次の手段により行うとともに、必要な体制やプロセス、費用、得られる効果等の検証を行うこと。

具体的には以下のような方法が想定されるが、これらの方法以外による提案・実施も可能とする。

### (1) 衛星データを活用した土砂崩れの把握

- ・通常時と緊急時の衛星データの画像比較により抽出すること。また、通常時は、佐賀県全体の画像を撮影しておき、緊急時は、災害などが発生した特定の範囲を撮影し比べることを想定している。なお、これ以外の効果的・実用的な方法があれば代替方法も可能とする。
- ・提供できるサービスの時間分解能、空間分解能について明示すること。
- ・「光学衛星データ」、「SAR 衛星データ」の、いずれか、また両方を活用し、災害時に実際に利用できる、可能な限り実用的な提案を行うこと。
- ・提案する方法で、次の事例に対して具体的な適用イメージを説明すること。
  - 事例①：ため池の周辺の土砂崩れの状況の把握
  - 事例②：河川の浸食状況の把握
  - 事例③：その他（盛土、地盤沈下 等）
- ・衛星データの撮影から県が具体的な分析情報を受け取るまでの仕組化が可能であれば具体的な業務フローを明示すること（クラウドサービス、GIS、その他専門家による独自サービスなど）。
- ・将来的に、実用化に向けてどのようにサービスを提供できるか、今後の実用化に向けた道筋を提案すること。

## (2) 衛星データを活用した浸水対策

- ・浸水対策に活用できる、方法を提案すること。なお、表層モデルによる方法、衛星データの画像による方法は問わないが、より実用性が高い方法を提案すること。
- ・提供できるサービスの時間分解能、空間分解能について明示すること。
- ・「光学衛星データ」、「SAR 衛星データ」のいずれか、また両方を活用し、災害時に実際に利用できる、可能な限り実用的な提案を行うこと。
- ・提案する方法で、佐賀県の特定の地域に対して、浸水状況のシミュレーションを行うこと。また、浸水対策の具体的な方法を示すこと。  
※地域の例：令和3年8月大雨により被災した地域 等
- ・衛星データの撮影から県が具体的な分析情報を受け取るまでの仕組化が可能であれば、具体的な業務フローを明示すること（クラウドサービス、GIS、その他専門家による独自サービスなど）。
- ・将来的に、実用化に向けてどのようにサービスを提供できるか、今後の実用化に向けた道筋を提案すること。

## (3) その他調査

### ①衛星コンステレーション技術の実用化について

- ・多数の衛星を連携させる衛星コンステレーション技術を活用した災害時状況等の把握について、現状、課題、将来の社会実装に向けた道筋を示すこと。

### ②降水予測への衛星データの活用について

- ・既存の降水予測への衛星データの活用について、現状、課題、将来の社会実装に向けた道筋を示すこと。
- ・実際の降水量などのデータを組み合わせることで、浸水対策の仕組みを提案すること。

※なお、「衛星データを融合した陸域の水循環シミュレーションシステム「Today's Earth Portal | Gallery (jaxa.jp)」などを活用してもよい。

## 第5 実施体制

- ・提出書類のうち「業務体制表」には、実証事業のテーマを実現するために必要な体制が揃っていることが分かるように記載すること。  
※具体的には、衛星データの画像解析の専門部署およびテーマ（1）～（3）に対応する部署の担当者名、専門分野、役割等を明記すること。

## 第6 実証成果のとりまとめ

- ・実証結果について取りまとめを行うこと。
- ・取りまとめの際には、事業を行った際の実施体制・期間・プロセス・費用対効果や得られた知見や課題、改善のポイント、今後の展望等を整理し、「第6 報告及び評価」で求める事業完了報告書等に記載すること。
- ・なお、効果検証において期待された効果が得られなかった場合も上記内容を整理すること。

## 第7 実証事業の実施対象地域

実証地域については、県と協議・調整のうえ決定する。

## 第8 報告及び評価

実証事業の終了後、受託者は実証成果をとりまとめのうえ、事業完了報告書として提出すること。事業完了報告書に記載する項目は少なくとも以下に示すものとする。

- ・実証事業の目的
- ・実証事業の実施体制（実施期間、従事者数、役割分担）
- ・実証事業におけるプロセス、実施方法
- ・実証事業の結果（効果、得られた知見、課題、実用時に見込まれる経費等）
- ・実証事業の実施概要（上記内容をパワーポイント5～10頁程度にまとめたもの）

## 第9 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）等の知的財産権は、県及び受託者の共有（持分均等）とし、いずれの当事者もその行使について相手方への合意を得たものとして支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。また、受託者は、発注者のかかる利用について著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。また、議事や事故、計画変更等が発生した場合は、速やかに報告・協議して適切な対応をとること。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県政策部さが政策推進チームに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。  
なお、業務の総括に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため再委託を認めない。
- (7) 受託者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。